

鹿児島県保健医療計画（案）に対するパブリック・コメント結果

番号	意見の概要	意見への対応
1	<p>(P3-1-9（計画：P102）） 第3章第1節「1 健康づくりの推進（健康かごしま21（平成25年度～平成34年度）の推進）」</p> <p>○ 【施策の方向性】イ「(オ) 栄養・食生活，身体活動・運動，休養，飲酒，喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の整備」の「a 栄養・食生活」の記載を以下のとおりにしてほしい。</p> <p>「適切な食生活習慣の普及・定着，産業界との連携や加工食品に含まれる食塩量の低減を図る取組による食環境の整備，地域食材の活用，管理栄養士等の配置促進・人材育成を図ります。」</p>	<p>○ 御指摘いただきました内容については，第3章第1節「1 健康づくりの推進（健康かごしま21（平成25年度～平成34年度）の推進）」の【施策の方向性】にある「適切な食生活習慣の普及・定着，産業界との連携による食環境の整備」に含んだものとして記載しております。</p>
2	<p>(P7-4-2（計画：P344）） 第7章第4節「2 在宅医療・介護連携の推進」</p> <p>○ 【施策の方向性】の「イ 在宅医療連携体制の整備」の4丸目に「低栄養予防」を追加し，以下の記載にしてほしい。</p> <p>「高齢者の低栄養予防・摂食嚥下機能障害への指導・リハビリに対応できる人材の養成等，在宅歯科医療を促進します。」</p>	<p>○ 文中「在宅歯科医療」を「在宅歯科医療等」に修正の上，御指摘のとおり反映いたします。</p> <p>「高齢者の低栄養予防・摂食嚥下機能障害への指導・リハビリに対応できる人材の養成等，在宅歯科医療等を促進します。」</p>
3	<p>(P7-4-3（計画：P345）） 第7章第4節「3 医療従事者の確保及び資質の向上」</p> <p>○ 【施策の方向性】の「イ 看護職員等の確保及び資質の向上」の2丸目に「管理栄養士」を追加し，以下の記載にしてほしい。</p> <p>「薬剤師や管理栄養士・歯科衛生士等の確保を図るため，離職者の復職支援等に取り組みます。」</p>	<p>○ 御指摘の項目については，地域医療構想を推進するための「看護職員等の確保及び資質の向上」に係る項目として，地域医療介護総合確保基金を活用した取組を記載しているところですが。</p> <p>なお，御指摘の内容については，第5章第1節「5 管理栄養士及び栄養士」の【施策の方向性】「イ 管理栄養士等の資質の向上」に記載している研修会に在宅栄養士も対象にしているものがあり，資質の向上の中に離職者の復帰支援も含めた内容として記載しております。</p>